

# 1\_FAQよくある質問（埼玉県庁作成） 申込資格編

令和7年2月4日作成版

| -  | よくある質問                                                                                                                 | 答え                                                                                                                                                                          |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 認知症介護実践者研修の修了者は、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？                                                                                 | 必ず受けなければいけないものではありません。令和3年度介護保険報酬改定によって、認知症介護基礎研修の受講が義務づけられましたが、認知症介護実践者研修の修了者はその義務づけの対象外です。なお、受講そのものを妨げるものではないので、受講していただいても構いません。                                          |
| 2  | 私たちの事業所は以下の事業（※1）を行っていますが、職員に認知症介護基礎研修を受けさせることができますか？<br>（※1）→「訪問介護」「訪問看護」「訪問リハビリステーション」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」。 | 令和3年9月に埼玉県でeラーニングシステムを導入して以降、受講をお断りしておりましたが、令和4年7月4日以降は受講可能となりました。受講を希望される方は、まず「事業所登録」を行ってください。                                                                             |
| 3  | 私たちの事業所は以下の事業（※2）を行っていますが、職員に認知症介護基礎研修を受けさせることができますか？<br>（※2）→「居宅療養管理指導」「居宅介護支援」「福祉用具貸与」「特定福祉用具販売」                     | 運営基準の関係で、現状、埼玉県での認知症介護基礎研修の受講はご遠慮いただいております。                                                                                                                                 |
| 4  | 「認知症サポーター養成講座」を修了していますが、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？                                                                         | 受ける必要があります（令和3年度介護保険報酬改定による、認知症介護基礎研修の受講の義務づけの対象となります）。                                                                                                                     |
| 5  | 「社会福祉主事」の資格を持っていますが、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？                                                                             | 受ける必要があります（令和3年度介護保険報酬改定による、認知症介護基礎研修の受講の義務づけの対象となります）。                                                                                                                     |
| 6  | 「認知症ケア指導管理士」の資格を持っていますが、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？                                                                         | 受ける必要があります（令和3年度介護保険報酬改定による、認知症介護基礎研修の受講の義務づけの対象となります）。                                                                                                                     |
| 7  | 養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講しましたが、介護福祉士資格は有していません。認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？                                                    | 養成施設については 卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できれば受講の必要はありません。福祉系高校の卒業者については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により卒業が単に証明できれば受講の必要はありません。                               |
| 8  | 「認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者」は認知症介護基礎研修の受講の必要がないとのことですが、具体的にどのような資格を持っていたり、どのような研修を修了していれば、受講の必要がなくなりますか？              | 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等です。 |
| 9  | 訪問介護員養成研修1級課程（ホームヘルパー1級課程）を修了していますが、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？                                                             | 「認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者」に該当するため、受講の必要は特段ありません。なお、受講そのものを妨げるものではないので、受講していただいても構いません。                                                                                   |
| 10 | 訪問介護員養成研修2級課程（ホームヘルパー2級課程）を修了していますが、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？                                                             | 「認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者」に該当するため、受講の必要は特段ありません。なお、受講そのものを妨げるものではないので、受講していただいても構いません。                                                                                   |
| 11 | 訪問介護員養成研修3級課程（ホームヘルパー3級課程）を修了していますが、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？                                                             | 受ける必要があります（令和3年度介護保険報酬改定による、認知症介護基礎研修の受講の義務づけの対象となります）。                                                                                                                     |

# 1\_FAQよくある質問（埼玉県庁作成） 申込資格編

令和7年2月4日作成版

| -  | よくある質問                                                                           | 答え                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | 介護職員基礎研修を修了していますが、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？                                         | 「認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者」に該当するため、受講の必要は特段ありません。なお、受講そのものを妨げるものではないので、受講していただいても構いません。                                                                                                                                                                                       |
| 13 | 介護職員初任者研修を修了していますが、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？                                        | 「認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者」に該当するため、受講の必要は特段ありません。なお、受講そのものを妨げるものではないので、受講していただいても構いません。                                                                                                                                                                                       |
| 14 | 「介護に関する入門的研修」を修了していますが、他の研修は受講していません。認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？                      | 受ける必要があります（令和3年度介護保険報酬改定による、認知症介護基礎研修の受講の義務づけの対象となります）。                                                                                                                                                                                                                         |
| 15 | 「柔道整復師」の資格を持っていますが、他の資格は持っていません。認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？                           | 「認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者」に該当するため、受講の必要は特段ありません。なお、受講そのものを妨げるものではないので、受講していただいても構いません。                                                                                                                                                                                       |
| 16 | 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者「以外の」者や、直接介護に携わる可能性が「ない」者は、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？       | 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、受講の必要は特段ありません。なお、受講そのものを妨げるものではないので、受講していただいても構いません。                                                                                                                                                                        |
| 17 | 外国人介護職員（外国人技能実習生等）でも、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？（認知症介護基礎研修の受講が義務づけられますか？）             | E P A介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務づけの対象となります。                                                                                                                                                                         |
| 18 | 外国人技能実習生が認知症介護基礎研修を受講する場合、技能実習計画には記載する必要はありますか？                                  | 認知症介護基礎研修は、法令等に基づき受講が義務づけられるものであることから、技能実習制度運用要領第4章第2節第3（2）を踏まえ、技能実習計画への記載は不要です（令和6年3月までの間、努力義務として行う場合も同様）。なお、受講に係る給与や時間管理が通常の技能実習と同様に行われることや、研修の受講状況について、技能実習指導員が適切に管理することが必要です。                                                                                               |
| 19 | 外国人技能実習生に認知症介護基礎研修を受講させる場合、入国後講習中や新型コロナウイルス感染症対策のための入国後14日間の自宅待機期間中に受講させてもよいですか？ | 入国後講習中の外国人技能実習生については、入国後講習の期間中は業務に従事させないこととされていることから認知症介護基礎研修を受講させることはできません。一方、新型コロナウイルス感染症対策のための入国後14日間の自宅待機期間中であって入国後講習中ではない外国人技能実習生については、受入企業との間に雇用関係がある場合に限り、認知症介護基礎研修を受講させることができます。                                                                                        |
| 20 | 外国人介護職員（外国人技能実習生等）に受講させたいのですが、日本語以外の言語には対応していますか？                                | 英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、ビルマ語、タガログ語、ネパール語に対応しています。また、日本語能力N4レベル（JLPT）程度に対応した「やさしい日本語」での受講も可能です。詳細は認知症介護基礎研修eラーニングシステムのホームページ（ <a href="https://kiso-elearning.jp/">https://kiso-elearning.jp/</a> ）にある、「 <b>ほかの言語（多言語）の受講</b> 」「 <b>マニユアル</b> 」をご覧ください。（※ 令和7年2月4日より、URLが変更になりました。） |

## 2\_FAQよくある質問（埼玉県庁作成） 申込手続き編

令和7年2月4日作成版

| -  | よくある質問                                                                                                                      | 答え                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 「事業所コード」の発行は一度のみですか？それとも職員が受講申込するたびに必要ですか？                                                                                  | 一度事業所コードが発行されれば、それ以降、事業所コードの発行は不要です（受講申込の都度発行するものではありません）。                                                                                                                                                                          |
| 2  | タブレット端末やスマートフォンでも受講できますか？                                                                                                   | 可能です。なお、必須環境や対応ブラウザについては、「操作マニュアル（認知症介護基礎研修受講者用）」に記載があります。こちら（ <a href="https://kiso-elearning.jp/">https://kiso-elearning.jp/</a> ）の「 <b>マニュアル</b> 」をご参照ください。なお、動画視聴をするため、消費するデータ通信容量は大きくなります。ご注意ください。（※ 令和7年2月4日より、URLが変更になりました。） |
| 3  | タブレット端末やスマートフォンから、修了証書を表示したり、保存したりできますか？                                                                                    | ほとんどの端末で表示は可能です。保存できるか否か、は使用している端末の仕様やブラウザによります。保存できない場合はパソコンからログインしてみてください。                                                                                                                                                        |
| 4  | 受講申込にあたり、メールアドレスは必要ですか？                                                                                                     | 必ず必要です。                                                                                                                                                                                                                             |
| 5  | とある個人が持っている1つのメールアドレスを複数人で使いまわし、受講申込（受講登録）することは可能ですか？                                                                       | 不可です。必ずご自身「のみ」が利用するメールアドレスを登録してください。                                                                                                                                                                                                |
| 6  | 「事業所コード」を発行する際に登録した法人の代表メールアドレスを使って、受講申込をすることは可能ですか？                                                                        | 不可です。受講申込をする際、法人の代表メールアドレスと重複登録はできません。                                                                                                                                                                                              |
| 7  | 受講料を支払うのは受講者（個人）ですか？それとも事業者（法人）ですか？                                                                                         | どちらでもかまいません。<br>なお、「eラーニング申込書」（様式1号）は、事業所で受講者をまとめていただき、お申込みくださいますよう、お願いします。                                                                                                                                                         |
| 8  | 受講料の支払いによって生じる各種手数料（例：振込手数料）は誰が負担しますか？                                                                                      | 恐れ入りますが、お支払いをする方でご負担願います。                                                                                                                                                                                                           |
| 9  | 受講料の領収書は発行されますか？                                                                                                            | 「eラーニング申込書」（様式1号）に基づきSMBCファイナンスサービス株式会社から郵送される請求書の中に受領証が付いていますので、そちらを領収書とさせていただきます。                                                                                                                                                 |
| 10 | 受講をキャンセルする場合、受講料は返金されますか？                                                                                                   | 受講料振込後の返金には応じられません。<br>ただし、次の①・②・③を、すべて満たす場合は、受講者の変更が可能ですので、介護労働安定センター（048-813-2551）へご連絡ください。<br>①eラーニングシステムでの受講登録をまだしていないこと<br>②ご入金から1年が経っていないこと<br>③変更前と変更後の受講者が同じ事業所内であること                                                       |
| 11 | 受講許可がされた旨のメールは、受講者のメールアドレス、事業者のメールアドレス、どちらに来るのでしょうか？                                                                        | 両方のメールアドレスに来ます。                                                                                                                                                                                                                     |
| 12 | 【事業所コードの発行について】トップページから「事業所登録フォーム」へ進み、「介護保険事業所番号」を入力する欄までいきましたが、そもそも介護保険事業所番号の無い事業所です。その場合、その欄には何を入力すれば良いですか？               | 「K」+事業所電話番号の <b>下9桁</b> を入力してください（例：電話番号が01-2345-6789の場合は「K123456789」）。                                                                                                                                                             |
| 13 | 【事業所コードの発行について】トップページから「事業所登録フォーム」へ進み、事業所登録を進めようとしたのですが、エラーになり先に進めません（「介護保険事業所番号が該当自治体の対象事業所リストに存在しません」などが出てくる）。どうすれば良いですか？ | ①事業所の指定区分（例：地域密着）、②サービス種類名（例：通所介護）、③介護保険事業所番号（10ケタの数字）、④法人名、⑤事業所名、⑥代表の電話番号をご確認のうえ、埼玉県庁福祉部地域包括ケア課認知症・虐待防止担当（048-830-3251）までご連絡ください。                                                                                                  |

### 3\_FAQよくある質問（埼玉県庁作成）受講時編

令和7年2月4日作成版

| - | よくある質問                           | 答え                                                                                                                                                                                                     |
|---|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ID、パスワードを忘れてしまいました。              | トップページ（ <a href="https://kiso-elearning.jp/">https://kiso-elearning.jp/</a> ）から、「ID・パスを忘れた時はここから」へアクセスしお手続きをしてください（埼玉県及び介護労働安定センターでお調べしたり再発行したりすることはできません）。 <u>（※ 令和7年2月4日より、トップページのURLが変更になりました。）</u> |
| 2 | 修了証書の再発行はできますか？                  | IDとパスワードさえ分かれば、ログインし、修了証書発行画面から修了証書を表示・保存・印刷できます。表示・保存するための有効期限のようなものは現状特段ありませんので、いつでも再表示が可能です。                                                                                                        |
| 3 | 受講修了するにはどのくらい時間がかかりますか？          | 標準的な動画視聴時間は150分です。これ以外にテストを受ける時間がかかります。                                                                                                                                                                |
| 4 | 一度ですべての動画を観たり、確認テストを受けないといけませんか？ | 分割して受講することができます。少し時間が空いたときに1つの学習項目を受講するなど、ご自身の都合に合わせて受講を進めてください。                                                                                                                                       |
| 5 | 研修動画の早送りはできますか？                  | 一度目の視聴時には早送りできません。二度目以降は早送り可能です。                                                                                                                                                                       |
| 6 | 研修動画は何度も観れますか？                   | 何度でも観れます。                                                                                                                                                                                              |
| 7 | 確認テストは何回でも受けられますか？               | 何回でも受けられます（なお全問正解しないと次に進めません）。                                                                                                                                                                         |
| 8 | 受講修了後でも、動画を観たり、確認テストを受けられますか？    | 動画は何度でも観ることができます。ただし確認テストはできません。                                                                                                                                                                       |